

## 災害時における物資の供給協力に関する協定書

多摩市(以下「甲」という。)と生活協同組合コープとうきょう(以下「乙」という。)は、災害時における食糧、食料品、その他生活必需品等の必要な物資(以下「物資」という。)の供給協力について、東京都と東京都生活協同組合連合会における「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」も踏まえ、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の供給について、甲が乙に協力を求める場合の方法及び乙の協力等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 物資の納入又は引渡し
- (2) 前号の物資の輸送

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時において物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力を要請するものとする。

2 甲は、災害時において、乙に対し物資の供給協力を要請しようとするときは、原則として別紙の物資供給協力要請書により乙の総務部長にそれぞれ品目、数量、納入又は引渡し日時、納入又は引渡し場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

3 甲は、緊急やむを得ないときは、前項の要請を電話又は電信により行なうことができるものとする。この場合において、甲は、後日要請書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの物資の供給協力依頼に対し、特別な理由がない限り、乙の貝取店における在庫量等供給できる範囲内で、甲の指定する場所へ物資を輸送し納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難な場合は、乙の貝取店において甲に引渡すものとする。

2 甲は、乙から物資の納入又は引渡しを受けたときは、物資を確認のうえ、速やかに別紙の物資確認書により乙に通知するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙の納入又は引渡しした物資の費用を負担するものとする。

2 前項の費用負担の額については、災害発生直前の小売価格を基準として甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙は、物資の納入又は引渡しの完了後、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。

4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、第4条第1項に規定する協力業務に従事した乙の従業員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年1月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年 2月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
東京都多摩市  
代表者 市長 阿部裕行

乙 東京都中野区中央5丁目6番地2号  
生活協同組合コープとうきょう  
代表者 理事長 上原正博

別紙（第3・4条関係）

多 第 号  
平成 年 月 日

生活協同組合コープとうきょう 様

多摩市長 阿 部 裕 行

物資供給協力要請書・物資確認書

「災害時における物資の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり 

要請
確認

 します。

記

納入又は引渡し品目・数量	品 目 名		数 量
	食糧・食料品		
納入又は引渡し品目・数量	品 目 名		数 量
	生活必需品		
納入又は引渡し日時	納入 ・ 引渡し 平成 年 月 日 時		
納入又は引渡し場所	納入 ・ 引渡し ( )		
そ の 他			

※連絡先・担当：